

問屋町地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		問屋町地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		問屋町1丁目及び問屋町2丁目並びに問屋町3丁目の一部
まちづくり計画の区域の面積		約29.8ha
まちづくりの目標		本地区の特徴は、卸売を中心とする商人の町であり、モノの価値を発見し、発信する目利きの人材が豊富にあることである。この特徴を最大限に活かし、まちのスローガンである「といやまち、創って魅せる目きき街」の実現をまちづくりの目標とする。
まちづくりの方針		まちづくりの目標実現に向けて、商人が主体的にまちづくり活動に取り組むため、以下のまちづくり方針を掲げる。 ① 商人のビジネス展開をサポートする機能を有するまち ② 働く人にとって快適なまち ③ 訪れる人を暖かく迎えられるまち
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の制限	次に掲げる建築物は、建築（用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、基準時に既に存する建築物の建替えて、従前の建築物と同一の用に供する場合は、この限りでない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル等」）及び金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等専ら住宅の用に供する建物（住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿）ただし、1階部分が店舗、事務所等の兼用住宅を除く。 (2) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックス (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 集会場のうち、葬儀業の用に供するもの（俗称「セレモニーホール等」） (6) 畜舎 (7) 工場のうち、営業事務所等を併設しないもの
	建築物等の形態又は匠の制限	【建築物等】 建築物等の外観の色は、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。 【広告物等】 広告物等は、まちなみの景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観形成上支障がないものとする。
	土地利用等の制限	次に掲げる土地利用をしてはならない。 (1) 風営法（第2条第1項第4号に規定するまあじゃん屋を除く。）に掲げる営業の用に供するもの (2) 資材置き場のうち、事務所等の管理部門を併設しないもの (3) 自動車解体業 (4) 墓地 (5) 廃棄物処理業における廃棄物処理施設（廃棄物の積替え又は保管をする施設を含む。） (6) 主として貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業の用に供するもの（自動契約機を含む。俗称「サラ金等」） (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の用に供するもの (8) 有害図書等を扱う自動販売機

<p>そ の 他 の 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開発事業にあたっては、あらかじめ協同組合金沢問屋センターと協議すること。 (2) 建築物を建築する場合は、敷地内又は近接地において必要な数の駐車場を確保すること。 (3) 駐車場は、できるだけ緑化を図るなど、まちなみ景観に配慮し、敷地内に空地がある場合、まちなかの憩いスポットとして機能するようベンチや木陰等の配置に努めること。 (4) 店先や建物の周りに植栽を設けたり、窓辺などに花や緑を飾るなどして、訪問者を暖かく迎え入れるよう、緑化に努めること。 (5) 住民及び事業者は、ゴミゼロを目指し道路、公園等の公共空間の清掃に積極的に取り組むこと。また、ゴミのポイ捨てをしないよう呼びかけを行うこと。 (6) 地下水は、冷暖房及び融雪用等の雑用水に使用しないこと。 (7) 駐停車中の車両は、アイドリングを行わないこと。
--------------------	--

● このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 16 年 3 月 15 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 21 年 10 月 15 日及び平成 29 年 3 月 30 日に一部変更しました。

● これらの基準とは別途に、「**金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例**」及び「**金沢市屋外広告物等に関する条例**」に基づく手続きが必要となる場合があります。